

平成30年度 第1回長野県障がい者施策推進協議会

日 時 平成30年8月8日(水)

10:00~12:00

場 所 長野県庁本館棟 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

○大月健康福祉参事

3 委員紹介

○手塚企画幹 本日は第1回の協議会となります。委員の交代がございましたので、新任の委員さんをご紹介いたします。協議会資料一覧の3枚目「長野県障がい者施策推進協議会 委員名簿」をご覧ください。

まず、委員名簿の一覧表の上から12人目に記載の両角友成委員でございます。荒井武志委員に替わり、新たに長野県議会よりご推薦いただきました。

○両角委員 よろしく申し上げます。

○手塚企画幹 また、委員名簿一覧表の10人目に記載の堀正弘委員でございます。南箕輪村で人事異動がございまして、昨年度の藤田委員の後任としてご推薦いただきました。

○堀委員 上伊那の南箕輪村健康福祉課長、堀と申します。よろしく願いいたします。

○手塚企画幹 本日のご出席は、委員15名中、9名出席です。ご都合により、伊藤委員、佐々木委員、田辺委員、塚田委員、根本委員、大堀委員がご欠席となっております。

次に、協議会の幹事としまして庁内の関係課から職員が出席しておりますが、氏名につきましては「委員名簿」の次ページ「幹事出席者名簿」のとおりです。

続きまして、会議資料の確認をお願いいたします。あらかじめお送りしました資料は、会議次第、委員名簿、幹事名簿、資料一覧、その次に資料1から10までございます。また参考資料として参考資料1、参考資料2をつけてございます。

ここで、既にお手元にお配りしてあるかと思えますけれども、参考資料1につきましては差し替えをお願いします。また、追加資料といたしまして、「ヘルプマーク」のカラーのチラシを1枚、お手元に配布させていただきました。

足りない資料がございましたらお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、この会議は公開で行います。あわせて後日、県のホームページ上で議事録及び会議資料を公表してまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議でございますけれども、おおむね2時間程度を予定しております、終了時間は午前12時ごろを目途とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議事項の進行につきましては、綿貫会長さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 会議事項

○綿貫会長 改めまして、皆さんおはようございます。非常に酷暑厳しい中でございます。私ども障がいのある方々のサービス事業を営んでおるわけですが、毎日、熱中症にならないように、休憩時にはアイスクリームを配ったり、塩あめを配ったり、お茶を欠かさず飲むようになっていうことをさせていただいております、一人も体調不良ということを起こすことのないように、支援をしていくように務めさせていただいている中で、今のところ、おかげさまで体調不良を訴える者もなく、元気にみんなが通所してくれておりますこと、本当にうれしく思っております。

今週はみんな毎日、朝会を行っているんですけれども、先日の広島原爆の日、そして9日の長崎原爆の日ということで、今週はみんな平和を愛する週にしようねという言葉の合言葉に、けんかはしない、仲よくする、人の心を温める言葉を毎日使おうということ、みんなの合言葉にして進めさせていただいております。

障がいがあるがゆえに社会的課題を抱えていらっしゃる方、生活困窮の方、最も大切な身近な家族に受容されない方など、非常に複雑化した人間関係が、希薄化した地域社会の中で大変生きづらさを声に出せない方々が多くいらっしゃいます。SOSを出せないでいらっしゃる方、そんな方々の声をいかに私たちが拾い上げて、そしてみんなが笑顔で生活ができる地域社会を築いていくのが、先ほどごあいさつの中にもございましたが、昨年度策定されました「長野県障がい者プラン2018」の基本理念を胸におき、みんなが進めていかなければならないと常に思っております。

本日は、皆様方のご協力を得ながらスムーズに会議が進行しますように、よろしくお願いいたします。

(1) 長野県障害者プラン2012の平成29年度実施状況について

○綿貫会長 それでは会議事項に入ります。最初に会議事項1、平成29年度における長野県障害者プラン2012の実施状況についてです。障がい者支援課から資料説明をお願いいたします。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 資料1の資料説明

○綿貫会長 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

なお、ご発言に際しまして、発言をされる方は、挙手でお知らせいただき、指名を受けて、その後、

お名前を述べられてからご発言をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。いかがでしょう。

○両角委員 両角です。ご説明ありがとうございました。5ページの農福連携ということで、目標が248ということで、私、松本JAのほうに視察といいますか出かけたときに、農福連携が期待されているというのは非常に現場としてはわかっていると。ただ、そのときに、要は一緒に働くといいますか、指導していただくといいますか、その方たちがいればもっと広がるというようなお話を聞いてきました。

その点で、計画をかなり大きく上回っているということですから、その理由、あるいは目標が低かったのかを含めて、お知らせいただければと思います。

○大日方課長補佐兼自立支援係長 障がい者支援課自立支援係の大日方と申します。

農福連携につきましては、ご覧になっていただきますように農業に取り組む事業所ということにつきましては124カ所ということで、年々伸びてきているところでございます。こちらの事業所数につきましては、細かく把握することができない関係上、毎年、工賃の実績報告を各事業所からいただいているところなんですけれども、そこから何らかの形で農業に取り組んでいるというところで拾わせていただいた数字でございますので、施設外で取り組む事業所とは自ら取り組む事業所と、いろいろということの内容にはなっておりますけれども、こんな形になっております。

また、JA松本ハイランドさんの取り組みにつきましては、先進的に取り組んでいただいているところです。その作業指導を行うサポーターの方が、なかなか人材不足というお話は何っております、このサポーターにつきましてもセルフセンター協議会というところに委託をしているところで、登録制になっておりますが、なかなか、その地域によって偏りがあるということで、たまたま松本地区におきましては人材不足というようはお話を聞いておりますので、このサポーターになっていただける方の確保に努め、農福連携を進めていきたいと思っております。

○両角委員 わかりました。いわゆるサポーターの数なんだろうなというふうに思います。それは私も聞いてきたような気がしますが、ぜひ障がいのある皆さんが、この分野というのは何かこう、先が開けるような気持ちを私も持っていますので、ぜひ施策としてしっかり位置づけて取り組んでいただきたいと、申し上げたいと思います。

○綿貫会長 ありがとうございます。では今ご意見を頂戴したということで、お願いします。実は私の事業所でも農業に取り組んでおるわけですが、事業所の中で専門家を雇用させていただいて、それで事業所で野菜づくり等をさせていただいております。

それと、やはり長野県セルフセンター協議会から農家さんへの施設内就労ということでご紹介も受けているんですが、今、福祉現場におきましても職員の人材不足という厳しい環境もある中で、外に数名の利用者さんを連れて施設外就労に出かけていくという、環境的に厳しいという事業者側のつらい面も実はございます。

ただ、本当に農業に関しては、今、一生懸命、施策の中で進められていることですので、どんどん

広まっていくといいなというふうに私も思っております。

他にご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、また進めていく中でお気づきの点がございましたら、後ほどご意見をいただければと思います。

(2) 平成30年度の主な障がい者施策の概要について

○綿貫会長 次に会議事項（2）平成30年度の主な障がい者施策の概要についてです。関係する担当課から全て説明をしていただいた後にご質問、ご意見等をいただきたいと思います。それでは障がい者支援課から順次説明をお願いいたします。

○神戸課長補佐兼社会生活係長	資料2の説明
○堀内企画幹兼地域支援係長	資料3の説明
○大日方課長補佐兼自立支援係長	資料4の説明
○宮下課長補佐兼施設支援係長	資料5の説明
○小澤課長補佐兼心の支援係長	資料6の説明
○大日方課長補佐兼自立支援係長	資料7の説明
○宮澤主事（労働雇用課）	資料8の説明
○山越課長補佐（障がいスポーツ担当）	資料9の説明
○鶴田指導主事（特別支援教育課）	資料10の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。それぞれ関係担当課から説明をいただきました。皆様からのご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 資料5の9月からの情報の公表について、これは浅岡課長の認識をお聞きしたいと思って質問をします。

情報公表の目的で、事業者数が大幅に増加する中、事業者によるサービスの質の向上を目指す、そして次のページに、その他のところで、県は必要に応じて事実確認のための事業者の調査等を行う、さらっと見れば当然のことであり、さほど気にとめることでもないと感じます。

ただ、私は、今の国の姿勢の中で非常に危惧していることがあります。今、国ではいろいろな場面で、「量から質へ」という話が出ます。そして、この事業者数が大幅に増加したから、いわゆる施設整備とか施設の数はたくさんもう整備したと。今、いろいろな施設や何かでよろしかざる施設等があるという中で、量から質、その中身、質に傾注した認識をこれからの施設等にはすると。言葉を返せば、「質の悪い施設等についてはどんどんご退出していただいて結構ですよ」というようなニュアンスの発言が、国の行政機関からの話の中で聞き取れる場面が多々あります。

いわゆる昔の措置の時代の、県と事業所が護送船団的にしっかり管理、指導、監督をして、一生懸命、施設とともにその向上につなげていたという間柄があります。国の考えのような一刀両断で、よろしくない施設は退出していいと、こういうようなニュアンスの考えが、長野県の認識の中でもあるのかどうかお聞きしたいと思いました。

浅岡課長に一刀両断的にスパッとつながりを切って、退出してもらおうという認識が、長野県にはないと私は信じたいのですが、浅岡課長さん、いかがでしょう。

○浅岡障がい者支援課長 障がい者支援課長の浅岡でございます。県として障害福祉サービスの事業所に対して、ご指摘いただきましたようなサービスの質の悪い事業者に対して、一刀両断的にそうした場から退出を求めるような、そういう考え方があるかということに関してですけれども、私としては、特にそういった意識で対応しているという状況ではないと思っています。

この障害福祉サービス事業所の情報の公表というのは、資料の「情報公表の目的」にもございますように、良質なサービスがその利用者のほうが選択できるようにということで情報を公表するというのが、主眼だと思います。

「情報公表の概要」の中、3の(2)のところに書いてありますけれども、それぞれのその運営情報の中では、サービスの質の確保、どういう取り組みをするのか、相談・苦情等へどういう対応をするかといったような、個々の事業者の取り組みが具体的にどういうものをするのか、ということもあわせて公表するようになっておりますので、そうしたことも含めて、事業者のほうにはよりよいサービスの質の向上を目指して努めていただきたいという趣旨はあろうかと思っておりますけれども、県として、サービスの悪いとことに退出していただきたいという考え方で進めるということではないというふうに考えております。

○宮下課長補佐兼施設支援係長 施設支援係の宮下と申します。補足をさせていただければと思います。

事業所の報告内容に対する事実確認のための調査についてですが、情報が公表されることによって例えば、利用者の皆さんから公表されている情報に関して、苦情のようなものが県に寄せられることも想定されておまして、公表情報の正確性等を確保するために、県としては権限に基づき、事実確認のための事業所、事業者の調査等を行って情報の正確性の確保に務めてまいりたいと思っております。ところでありまして、事業者を排除しようとか、そういうことを目的としているものではないということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。事業者の身体障害者施設協議会の会長として、さらには長野県の資格承認定着委員会の会長としても、県のそういう姿勢が国と同じように、冷たい間柄のようなことを発言されていた方が国ではありましたけれども、そういうことがないということで、一緒になって福祉向上に貢献していくという姿勢が確認できました。ありがとうございます。

○綿貫会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○堀委員 南箕輪村の堀です。1点、お願いしたいと思います。資料10の特別支援教育の充実というところにかかわってくるかとは思いますが、養護学校についてです。

実は先日、障がい児の家族の方と懇談する機会がありまして、そこで出された要望です。村では保育園につきましては、早出の職員を確保して朝は7時半から、夕方は午後7時まで、児童、園児をお預かりするというサービスを行っているわけですが、保育園を卒園して伊那養護学校に入ったところ、

朝は9時、夕方は3時半から4時までしかお預かりできないといわれてしまったということで、そのご家族は会社、勤め先をお願いして休み時間をとって、勤めながら子供を伊那養護学校に通わせていると、非常に働きづらい状況が生まれてしまっているということを言われました。

ぜひ県でも村と同じように、職員体制がどうかわかりませんが、せめて朝8時から午後6時ごろまで、何とか子供を預かれる体制がとれないものかというご意見をいただきましたので、県で検討に挙がっているのか、それともまだ全く考えていないのか、今後、こういった要望を挙げていったらいいのかなという思いもありましたので、現状をお聞きできればと思いますが、お願いいたします。

○鶴田指導主事（特別支援教育課） わかる範囲での回答になってしまいますが、お願いいたします。

学校側のほうで、保護者のご希望で朝と夕方の対応というところに関してですが、養護学校ですと、例えば放課後のサポート等の福祉サービスを利用して、18時ぐらまでそこで過ごすお子さんがたくさんいます。

学校で勤務時間外の対応をとということについて話題になっているかどうかは、はっきりはお答えできないのですが、勤務時間の中でということを取り組んでいるので、そこをどのように保護者の方のご要望を受け、お子さんが過ごしやすいようにしていくかということは、学校と家庭での相談になっていくと思います。

○堀委員 村でもいろいろな障害福祉サービス、どんなものが使えるかという担当のほうで検討はしているようですが、どうも移送サービスは通学には使えないということ。それから今、言われたように、タイムケアのようなことをやっている事業所をお願いして、その学校まで送ってくれるのかどうかというところ、いろいろな課題が、壁があってなかなかうまく使えこなせないというのがどうも現状のようです。私も福祉部門に来たばかりで中身を深くまで制度的に承知しないものですからいけないんですが、何か利用者の方々がうまく使えるような制度設計になればいいのかなという思いがしておりますので、また検討のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○綿貫会長 各課で検討をお願いいたします。他はいかがでしょうか、原田委員。

○原田委員 稲荷山医療福祉センターの原田と申します。ご説明ありがとうございます。2点希望と、1点質問ということでお願いします。

まず資料4の地域生活支援拠点等の整備についてのところなんですけれども、今回のご報告と、それから平成29年度実施状況、平成30年度の施策の概要というところで、難しいかもしれないですが、医療的ケア児の支援というところで、幾つかまた施策が挙がっております。

一番、現状においてご家族からの要望の強い短期のショート医療についての施策が少し希薄かなという印象を受けています。もちろん、これは、ショートはご家族の切なる要望だと思いますが、ショート利用、医療的ケア児のショート利用ということにはリスクを伴うということで、いろいろな事業所がなかなか手を上げられない、また病院であっても、診療報酬の問題で手を上げられないという現状があると思います。

平成30年度の施策・概要というところに、そのショートに対するその切り込みというのが見えてこ

ないかなというところで、県としてのお考えをお聞かせいただければと思います。まずそこが1点。

2点目は資料9の、障がい者スポーツのことです。前回のこの協議会の中でも触れたのですが、全ての障がい者に向けたスポーツの普及振興ということで、資料9には障がい者の状況として、精神障がい者、知的障がい者、身体障がい者と書いてありますけれども、実は発達障がいの方の運動障害、発達性協調運動障害といいますけれども、これもかなり大きな問題だと思っています。

まず発達障がいの方は、お子さんが100人いたら7～8人、多く見積もったら10人おられます。つまり10人に一人という状況です。発達障がいの方、すごくスポーツが得意な方もいますけれども、結構不器用な方が多いので、不器用で運動経験を積めない。学校でどうしても運動が苦手なタイプ。お友だちと球技をして遊ぶことが苦手となると、思春期にかけて肥満が問題となり、生活習慣病を引き起こし、引きこもりのリスクになってくる、そういうようなストーリーがあります。そこで、ここに挙げられた障がい者だけでなく、発達障がいの方がスポーツを楽しむ場合というのが必要だと思っています。

現状を見てみますと、現在、たくさん立ち上がってきた放課後児童デイサービスでは、運動療育というものを積極的に取り入れてくださっていて、お子さんたちに聞いても「すごく楽しい」と言っています。モチベーションが高まって、運動経験を積んで、学校にも参加しやすくなる。現在、自信を持って運動ができるというような経験を積み重ねてできる形となっていますので、それをどこでやるかというのは、放課後児童デイサービスを中心とした取り組みも良いと思いますが、ぜひその障がい者スポーツの中に、この3種類の、精神、知的、身体だけでなく、発達障がいのお子さんたちも含めた全ての、障がいのある人もない人もということで入るとは思いますが、そういう視点で施策を展開していただけると、より健康に過ごせるのではないかと思います。

3点目は質問ですが、資料10、特別支援教育充実事業ということで、自立活動を充実させる専門職員の配置・活用のところで、PT、OT、ST等の外部専門家による現場教員への実践指導ということですが、具体的にはどういうふうに進めるのでしょうか。私たち、稲荷山医療福祉センターはリハビリを必要とする方が多く来院されています。療法士としても、実は学校に行きたい、学校に行つて指導をしたいなんていう話はよく上がってきています。私たちの施設でも昔は（訪問リハによる指導を）やっていました、実際に。ただ病院のリハビリをやる時間を削って外に行くとなると病院の収入が減ってしまいますので、病院としては、経営面からは成り立たなくなってしまいます。

でも、私たち医療とそのリハビリ、学校現場がつながるとすごく有用だと思っています。病院のリハビリスタッフが訪問する必要もない（療育センターや地域のリハスタッフも役割を果たせると思うという意味です。）とは思いますが、実際、どんなプランをやられるのかというところを、県ではどうされるのか、よろしくをお願いします。

○綿貫会長 ありがとうございます。最初の2点は、ご意見をいただいたということでよろしいですかね。医療的ケアが必要な方のショートステイの利用施策の促進という課題と、発達障がいの方のスポーツ振興ということのご意見をいただいたと、また課のほうでご検討をお願いしたいと思います。

では最後のご質問ですが、自立活動を充実させる専門職員の配置、活用という部分で、お願いします。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 ただいま頂戴しましたご意見のうち、1点目の医療的ケア児等のショートステイの利用促進に向けてという点について、ご回答をさせていただければと思います。

県では、医療的ケア児等の支援に向けまして、医療、福祉、教育等、関係分野の連携した体制整備を行うため、6月19日に第1回目の推進会議を開催しました。これは全県的な取り組みとして開催したところでございますけれども、各圏域においても同様に関係分野が連携する体制整備を図ることとしております。

第1回目の会議の際に、信州大学医学部にお願いしておりますスーパーバイザーから現状の課題等として、障がい児支援を行う医療関係者、医師や看護師が不足していて、育成が必要だというご意見をいただきましたので、県として順次支援をして、ショートステイの利用拡大に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○綿貫会長 ありがとうございます。では、特別支援教育課から、お願いします。

○鶴田指導主事（特別支援教育課） PT、OT、ST等の外部専門家による現場教員への実践指導ということですが、各養護学校のところで、専門性を高めていきたいという教員の要望も強くあります。その中で、やはり教員でできることと、専門家の方に入ってくださいということが大切だということが話題になっておりまして、具体的に今後、どういうふうに連携していくかということについては、今年度また、さらに検討を進めながら取り組んでいきたいというところであります。

○綿貫会長 よろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。

（3）障がい者施策に課題等に関する意見交換

○綿貫会長 続きまして（3）障がい者施策課題等に関する意見交換でございます。本日、まだご発言のない委員のほうを中心にご発言いただければというふうに思いますが、よろしいですか。では、本木委員。

○本木委員 ちょっと話が変わりますが、皆さんご存知のことだと思います。障がい者の優生保護法の強制不妊手術等の問題についてです。私ども聴覚障害者協会のほうでは、聴覚障害者で手術を受けた人についての調査をしておりまして、県内で7人ほどいるということが、調査の結果わかりました。実際、その7人のうちの4人に対して調査をかけているところです。

これは大変、大きな問題だと思います。調査をする中で気づいたのが、こういう方たちが小さいときに手話を使っていたが、次の日いきなり口話での教育を受けさせられたという時代があり、その口話教育も強制的に受けさせられたわけです。手話を奪われたというような状況でずっと生きてきました。

戦時中の間はなかなか十分な勉強を受けることもできず、また家庭の都合等で学校も中退しなければいけないというような人たちも多かった。大体、小学4年生ぐらいで中退して家の仕事を手伝ったりという状況が多かったというふうに聞いています。

そういった状況で育ってきた中で結婚されて、結婚したことはとても幸せなことだと思いますが、聾者同士で結婚した場合、周りから子供をつくってはいけないと言われることがとても多かったようです。今、その人たちは子供もおらず夫婦だけで暮らしていて、夫婦どちらかが亡くなると、完全に一人になってしまう、そうすると居場所もない、助けて、支援をしてくれる人もいない。兄弟がいたとしても面倒を見てくれるわけでもない。完全にそういった保障もない。一人で孤独を抱えている人がいる状況が起きているわけです。人生の中で、そういった経験をされてきて、苦しい思いをされていると思っています。

社会の周りの聴者の中で、ろう者が生活して、うまくコミュニケーションもスムーズにいかない。周りの聴者に合わせて自分を押し殺して周りと合わせなければならない。努力をしてこなければいけなかったという状況があって、安心できる場所というのがないという感じです。

社会人になった後、自立して頑張らなければならない。知的障がいのある方たちは割と両親が心配してくれて、ずっと子供を支援してあげるといようなことが多いと思います。また、グループホームなども知的障がいの親御さんたちが中心になって立ち上げたりといようなこともよく聞きますけれども、聴覚障がいの場合は、親から自立して、自分で何とか生活しなければならない。

福祉の、法律などもどんどん変わっていきます。例えば、空き家を使ってグループホームを立ち上げたいという考えがあって、長野市は中核市だから、介護福祉課に相談をしましたが、去年までは2階建ての建物が使えたけれども、平成30年度からその2階建ての建物を改修してグループホーム等にはできない、平屋でなければならないといようなことを言われました。私たちが探していたところがちょうど2階建てだったので、それを活用できないということになって、また利用できる家を探さなければいけないと、そういった法律が改正されることによって不都合を生じてしまう、それが悩みであります。

聴覚障がいの中で、本当に高齢者が一人で暮らしている人たちを何とか救ってあげたい、支援してあげたいと思って、グループホームをつくりたいと思っています。ろうあ高齢者は、コミュニケーションもなかなかうまくとれないという状況ですので、一般のグループホームに入るわけにもいかず、なかなか思うように進まないという状況です。

○綿貫会長 切実なご意見、ありがとうございました。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 障がい者支援課の川村です。私から、聴覚障がいの方への支援の話をさせていただければと思います。

先ほどの説明の中でありましたとおり、長野県では、手話言語条例を平成28年3月に制定しまして、ろう者の方の理解促進、手話を普及する取り組みを進めているところでございます。

また、障がいに応じたコミュニケーション手段として、障がい特性に応じ、手話、難聴の方には要約筆記等いろいろありますので、その支援に向けて支援者養成等も含めて取り組んでいきたいと考えております。引き続き、こういう場等でご意見をいただき施策の充実を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○小澤課長補佐兼心の健康支援係長 保健・疾病対策課の小澤でございます。旧優生保護法につきまし

ては、当時は法律に基づいてそういった事務を県のほうで進めたわけですが、今の時点の考え方から言えば、人権の観点からすれば、大変問題があるものだったということで、知事も申ししておりますが、そこに県の道義的な責任があったと考えているところでございます。

こちらの対応につきましては、現在、国のほうから各医療機関、県内の民間医療機関、あるいは福祉施設にそういった情報、旧優生保護法に関する個人情報の有無について調査をするようにという指示が来ておまして、それに基づいて現在、各医療機関等に調査をしているところでございます。また、こちらがまとまれば、今後報告する予定でございます。

また、先ほど聴覚障害者協会のほうでは、調査を進めているというお話を伺っておりますが、県といたしましても、そういった障がい者団体の皆様と、そういった調査について連絡をとらせていただいているという状況でございます。

今、教えていただいた結果については、担当のほうからお話を伺わせただけだと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

○綿貫会長 はい、では続いて岩松委員。

○岩松委員 労働局の岩松と申します。県の行っている事業につきまして、労働局、ハローワークのほうでも、県の皆さんと連携をしながら、少しでも一般就労に向けたを受けた支援ができるのかなと思っています。

それで、私も先ほど質問をしたかったのですが、できなかったのですが、何点かお伺いしたいと思います。

資料5の情報公表の関係ですが、ここの(1)で長野市は、市で公表するということがありましたけれども、長野市を除いてあるという解釈でいいのかということと、それと、先ほどワムネットの話もありましたけれども、情報公表のシステムに入ると長野市も含めて見られるのかどうか、ということと、現在ある社会福祉施設一覧というのはホームページに載っていますけれども、そこは長野市と一緒に記載されていたのですが、以前、長野市にお聞きしたところ、長野市では、ここに長野市の分が載っているということはよく知らなかったという話をされておりました。そのホームページは今後どのように、もう終わりになるのか、まだ引き続き続けてやっていくのかということをお聞きしたいと思います。

それと、この特別支援教育の資料10についてですが、現在、ハローワークでも高校に進学した発達障がいのある方で、相談に来る方がいらっしゃいます。通級の教室を2つ、今年度は開設したという話ですが、今後については様子を見ながら広げていきたいというお話を伺ったところですが、具体的に、調査をされてどのぐらいの数があるのか確認をされているかということと、今後拡大したいという場合は、どのくらい広げていきたいのかということ、通級がない場合はどのような対応をされる予定があるのかということをお聞きしたいと思います。

それともう1点、障がい者数の関係です。今日差しかえでいただいた参考資料1についてですが、知的障がいの「手帳のある方」と「障がい者数」というのが300弱、250少し違いありますので、この違いはどういうものかということをお聞きしたいと思います。精神障がいにつきましては、私どもは精神保健福祉センターの資料を参考にさせていただきますが、ここにある数字と若干違うような感じがし

ております。障がい者プラン2018では、この手帳の交付状況というのを使われておりますけれども。もう1点、お聞きしますと、資料9の障がい者スポーツの図にあるのは、精神障がい「38,795」になっていまして、参考資料1の精神障がい者のところの(2)の数字を使っているのかなと思ったんですが、(2)でも1ほど違うようです。この数字の運用の仕方について、何か注釈があるとありがたいなと思ったところです。

それと精神の障がいにつきましては、身体と知的についてはホームページに載っていましたが、精神については、ホームページに載っていないかと思しますので、要望として、この数字を、こちらで公開されているようですので、ホームページに載せていただくとありがたいかなということです。

○宮下課長補佐兼施設支援係長 情報公表制度の関係からお答えをしたいと思います。このシステムは、全国一律のシステムでありまして、今回の資料でももし検索画面とか現状でわかるものがあれば、図を載せたいと思っていたところですが、まだ開発中のようで、公表されていないので載せることはできませんでした。

長野県と長野市の違いは、事業所の指定権者ということで、長野県に報告があったデータを県で承認したものがシステムで公表されるということです。ですので、長野市さんのほうでも承認されれば同じシステム上で、事務所の情報が見えるようになるというものであります。

あと、現状もワムネットで事業所の情報が出ておりまして、そこは、こちらの情報公表システムに移行していくと思っておりますが、いつ古いものが廃止されるのかということ、しばらくの間は並立して公表されているような状況だと思えます。以上です。

○鶴田指導主事（特別支援教育課） 高校の通級についてお答えします。今年度、箕輪進修と東御清翔の2校に設置しております。

箕輪進修については、前年度までの国の事業で取り組みがありましたので進んでおりますが、東御清翔はまだ立ち上げということで、今後通級をどのように進めていくかということを学校でも研究しながら進めているところです。

今年1年、その2校の様子を見ながら、来年度以降、またどのように設置していったらいいのか、どのように準備を進めていったらいいのかということを検討していく方向です。

第1はどう対応していくかということですが、各校に特別支援教育コーディネーターという特別支援教育にかかわる専門の立場の役を位置づけています。県としましても、研修会を今年度は3回行っておりまして、そこで発達障がいのお子さんたちへの対応について大学の先生からお話をいただいたり、各校の情報交換ということを行ったりしております。

数についてですが、小中学生については調査で県のホームページのほうに上げているのですが、高校については、はっきりしたことがここでお答えできなくて申しわけありません。以上です。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 参考資料1の障がい者数の状況についてお答えします。知的障がい者数ですが、知的障がい者数のカウントの仕方としまして、療育手帳所持者の方のほか、同程度の知的障がい者を有する方として把握しており、参考資料1の2の(1)では、療育手帳所持者数と、同程度の方としまして特別障がい児手当受給者の方という形でカウントしております。

一方、療育手帳等所持者については、手帳を持っている方でカウントしておりますので、違うということをご理解いただければと思います。

今後は、コメントを入れるなどわかるようにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小澤課長補佐兼心の健康支援係長 精神障がい者数についてお答えします。

参考資料1の3の(1)のほうは手帳の交付状況、(2)につきましては、下にございますが、自立支援医療の受給認定者数でございます。

数字の取り方が違う部分もございますが、さらにお持ちのデータのほうと違うということですので、確認をさせていただいて、必要に応じて訂正をさせていただければと考えております。また、ホームページのほうに数字が載っていなかったということで大変失礼いたしました。こちらはまた確認し、掲載させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○綿貫会長 ありがとうございます。

時間が少し過ぎてしまいまして、申し訳ございません。委員の皆さんの中で、どうしても今回これだけは発言しておきたいというご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

○両角委員 1点、いいでしょうか、申し訳ないです。8月5日に出された文部科学省の特別支援学校の生徒さんの数が、この10年間で3万人増えたというのがございまして、いろいろな計画、今、見せていただきましたが、やはり施設整備、学習環境の整備という部分、寄宿舎のことも書かれたり、いろいろしていますが、ぜひそのところを施策の推進の中に入れていただきたいかなと思います。特に高等部が爆発的にふえているということは長野も全く同じですので、ぜひ施策の中に入れていただきたい、以上です。

○綿貫会長 ご意見を頂戴しました。ご検討をお願いしたいと思います。他にはよろしいでしょうか。非常に皆さんから活発なご意見を頂戴いたしまして、時間が超過してしまいまして申し訳ございませんでした。ありがとうございます。事務局から何かございましたら、お願いいたします。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 事務局から1点、ご連絡を申し上げたいと思います。今年度の施策推進協議会は、本年度2回の会議の開催を予定しております。次回の会議につきましては、年が明けました2月ごろを予定しております。3か月ぐらい前に皆様にご連絡をさしあげまして、日程を調整させていただきたいと考えておりますので、御了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○綿貫会長 それでは5分ほど時間を超過してしまいまして、申し訳ございませんでした。本日の会議事項はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○手塚企画幹 綿貫会長並びに委員の皆様には、長時間にわたり熱心にご審議いただき、ありがとうございます。

ございました。閉会にあたり、浅岡障がい者支援課長から一言申し上げます。

○浅岡障がい者支援課長 本日は長時間にわたり、熱心なご議論をいただきまして大変ありがとうございました。いただきましたご意見を踏まえ、より効果的な施策の推進に努めてまいりたいと思いき、また皆様方とより連携を深めながら事業を進めてまいりたいと思いきしますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

○手塚企画幹 以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。